

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1．改正の趣旨

石綿による健康被害に係る問題については、平成17年7月以降、政府部内において「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」が開催され、同年12月27日に開催された第5回会合において、「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられた。この総合対策には、今後の被害を未然に防止するための対応として大気汚染防止法等の改正が盛り込まれた。

このような経緯を踏まえ、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が平成18年2月3日に成立、2月10日に公布された。大気汚染防止法の一部改正については、石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する対策を義務付けることとなった。

「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、今回、石綿を使用している工作物に係る規定を整備するため、大気汚染防止法施行令の一部改正を行うものである。

2．改正の内容

大気汚染防止法上、特定建築材料が使用されている「建築物」を解体、改造又は補修する作業が特定粉じん排出等作業として規制対象とされていたところ、今回の法改正により、「建築物」が「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）」とされたことに伴い、政令で定める特定粉じん排出等作業の範囲について、建築物以外の工作物に係る解体等作業が含まれるよう、規定を整備する。

3．施行期日

平成18年10月1日